

○内閣府令第 号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条第一項第六号及び第二項、同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項、第三項及び第四項並びに労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十七の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 武見 敬三

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定

と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定款の変更等の認可を要しない場合)</p> <p>第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われてゐるもの（<u>第百五十四条を除き、以下「出張所」という。</u>）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>(届出事項)</p> <p>第八十三条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〜三 略〕</p> <p>四 第十三条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イ若しくはロに掲げる事項に係る定款の変</p>	<p>(定款の変更等の認可を要しない場合)</p> <p>第十三条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われてゐるもの（<u>以下この号並びに第八十三条第一項第五号及び第八号の二において「出張所」という。</u>）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>(届出事項)</p> <p>第八十三条 「同上」</p> <p>〔一〜三 同上〕</p> <p>四 第十三条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イ若しくはロに規定する定款の変更又は同</p>

更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五 第十三条第二号ハに掲げる事項に係る定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 従たる事務所（銀行法第十五条第一項に規定する休日又は第百十一条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものに限る。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ロ 「略」

ハ ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

ニ 出張所（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ホ 従たる事務所（イに規定する従たる事務所及びニに規定する出張所を除き、銀行法第十五条第一項に規定する休日以外の日の第百十一条第一項に規定する業務取扱時間の全部においてその業務を行うものに限る。）の設置をする場合

ヘ 出張所の種類の変更をする場合

ト 「略」

六 第十三条第二号ハに掲げる事項に係る定款の変更をした場合（前号イからトまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

七 「略」

八 事務所の位置を変更しようとする場合（第五号、第六号又は

条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五 第十三条第二号ハに規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

「号の細分を加える。」

イ 「同上」

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

ハ 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

ニ 「同上」

六 第十三条第二号ハに規定する定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

七 「同上」

八 事務所の位置を変更しようとする場合（第五号、第六号及び

次号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 第五号イに規定する従たる事務所の位置の変更をする場合

ロ 「略」

ハ ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

八の二 出張所の位置を変更した場合（第六号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 出張所（第五号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）の位置の変更をする場合

ロ 「略」

ハ ロに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

八の三 第五号イに規定する従たる事務所（出張所を除く。以下この号において同じ。）を当該従たる事務所以外の従たる事務所（第五号ホに規定する従たる事務所を除く。）としようとする場合

八の四 第五号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所とした場合（同号へ又は前号に該当する場合を除く。）

九 「略」

十 「略」

十一 「号を削る。」

次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

「号の細分を加える。」

イ 「同上」

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

八の二 出張所の位置を変更した場合（第六号に掲げる場合に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

「号の細分を加える。」

イ 「同上」

ロ イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

九 「同上」

十 「同上」

十一 法第五十八条第二項第七号から第十七号まで又は第五十八条

〔十一〕二十 略〕

二十二 金庫の事務所（出張所を除く。）の全部又は一部において、第百十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の三に該当する場合を除く。）

二十二の二 金庫の出張所の全部又は一部において、第百十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をした場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の四に該当する場合を除く。）

〔二十三〕二十八 略〕

2 法第九十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕四 略〕

五 特定労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第百四十三条第三項の規

の二第一項第五号から第十五号までに規定する業務（金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

〔十一〕二十一 同上〕

二十二 金庫の事務所の全部又は一部において、第百十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

〔号を加える。〕

〔二十三〕二十八 同上〕

2 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 特定労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第百四十三条第三項の規

定による業務取扱時間の変更をしようとする場合

六 「略」

3 「略」

4 金庫、労働金庫代理業者又は労働金庫電子決済等代行業者は、法第九十一条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面）を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出するものとする。

一 第一項第九号又は第十号に掲げる場合 次に掲げる書面

「イ〜ハ 略」

「二・三 略」

5 「略」

6 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 法第九十一条第一項第五号に該当するときの届出

二 第一項第六号、第八号の二、第八号の四又は第二十二号の二に該当するときの届出

三 「略」

「7〜10 略」

（臨時休業の届出等）

第一百十二条 「略」

定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

六 「同上」

3 「同上」

4 「同上」

一 第一項第九号又は第九号の二に掲げる場合 次に掲げる書面

「イ〜ハ 同上」

「二・三 同上」

5 「同上」

6 「同上」

一 法第九十一条第一項第五号に規定する届出

二 第一項第六号、第八号の二又は第十号に規定する届出

三 「同上」

「7〜10 同上」

（臨時休業の届出等）

第一百十二条 「同上」

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 銀行法第十五条第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、業務の全部又は一部を行う金庫の事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三 金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五・六 「略」

3 銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる掲示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該事務所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

一・二 略

4 「略」

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

2 「同上」

一 「同上」

二 銀行法第十五条第一項に規定する金庫の休日に、業務の全部又は一部を行う金庫の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

「号を加える。」

四・五 「同上」

3 銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所の店頭に掲示しなければならない。

一・二 同上

4 「同上」

5 「同上」

一 「同上」

二 第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合

三 金庫のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により銀行法第十六条第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合

6 銀行法第十六条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合「号を削る。」

(特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第四百四十四条 「略」

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合(次項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除く。)は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、特定労働金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定労働金庫代理業者の営業所又は事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

6 「同上」

一 「同上」

二 第二項第四号に該当する場合
三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

(特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等)

第四百四十四条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者の休日に、特定労働金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定労働金庫代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

<p>三 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合</p> <p>四 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開される ことが確実に見込まれる場合</p> <p>五・六 「略」</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>5 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合 「号を削る。」</p>	<p>三 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。） 「号を加える。」</p> <p>四・五 「同上」</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二項第四号に該当する場合</p> <p>三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この命令は、令和六年五月十八日から施行する。